

関西労働者安全センター第11回総会議案書

100円

健康

3月23日午後2時

於: 大阪部落解放センター
(環状線「芦原橋」下車)

労働

目次

一九九〇年度総括(案)	
一 はじめに	1
二 重点的課題についての総括	2
三 被災労働者の権利を守る闘い	4
四 健康に働き続けられる職場作り	9
五 専門的課題での対応	11
六 教育・宣伝活動	12
七 組織強化	14
八 交流、共闘	15
一九九一年度方針(案)	
一 とりまく情勢と私たちの課題	17
二 全国センター運動の強化	18
三 労働組合、労働者主導の安全衛生対策	18
四 労災補償対策	19
五 健康管理、健康増進	19
六 新たな医療拠点を	19
七 専門的課題での対応	20
八 教宣活動	20
九 組織強化	20

一九九〇年度総括（案）

一、はじめに

これまで関西労働者安全センターは、数々の労災職業病認定闘争、労働関係法令改悪阻止闘争に取り組み、少なからぬ成果を上げてきた。しかし、こうした運動の成果を、地域を越えて全国的なものに拡大し、一般化していくという点においては、不十分なものであったと言わねばならない。そしてこれは、他の各地域安全（労災職業病）センターについても同様であり、私たちの運動の一つの弱点ともなっていた。

一 昨年の、日本労働者安全センターが解散するという事態のなかで、真に中央機能を持ったセンターの設立への機運が高まり、昨年に全国労働安全衛生センター連絡会議が発足することになった。これは、私たちの運動の「弱点」を克服し、突破していく足がかりとなる。まさしく、地域的で個別的な取り組みから、全国的で政策的な取り組みへ活動をつなぐことのできるシステムができたのである。今後私たちは、このセンターを名前だけのものにするのではなく、運動の内実をもった、文字通り労働者の命と健康を守る運動を進める中央センターとして強化する必要がある。

もう一つは、これまで必要性が指摘され、それぞれの職場で試行錯誤がされながらも、明確な方針が出されていなかった、労働組合、労働者主導の安全衛生運動のソフトウェアの問題を解決する提案がされたことだ。すでに自治体労働安全衛生研究会が行っている安全衛生講座で利用されている、「自主対応型」参加型の労働安全衛生運動」がそれである。もちろん、これは関西労働者安全センターがの成果というより、今後の私たちの運動に関わる問題だが、九〇年度の衝撃から言って、やはり上げておきたい。

以上二つをまず総括の最初にあげ、以下、一九九〇年度の運動を振り返りたい。

二、重点的課題に

ついでにの総括

Ⅲ 全国労働安全衛生センター連絡会議の設立

労災職業病・労働安全衛生の運動を全国各地で進める地域労働安全衛生センターは、昨年度までに四回の交流会を重ねてきたが、労災補償制度全面改悪をねらった労働基準法研究会「中間報告」を撤回させた闘いによって、その存在意義がより強く認識された。さらに、日本労働者安全センターが八九年秋に、総評解散に伴い解散した

ことを受けて、労災職業病、安全衛生の運動を推進する全国的で恒常的、継続的な中央センターの発足が全国のセンターから期待されることになった。

八九年十月に開催された、第四回全国地域安全（労災職業病）センター交流会で、「全国労働安全衛生センター連絡会議（略称・全国センター）」の発足を確認し、関西労働者安全センターも運営委員としてその準備作業を担った。そして、九〇年五月十二日には東京において、全国十五地域センター・団体と七四人の賛助会員の参加で設立総会を開催し、議長に神奈川労災職業病センター所長の田尻宗昭氏を選任した。

全国センターの設立には、労災職業病医療に携わる医療機関の全国組織として、緊密な共闘体制をとっている労働者住民医療機関連絡会議（労住医連）が全面的なバックアップ体制をとった。そして、設立と同時に、労住医連事務所と併設の形で東京に事務所を設置し、専従を配置、活動を開始した。事務局には関西労働者安全センターも参加し、機関誌月刊「安全センター情報」の発刊をはじめ、活動を展開している。

さらに、発足後初の全国的な取り組みとして、二泊三日の「第一回労働安全衛生学校」を兵庫県芦屋市で開催した。この講座は、おもに地域センターの活動家を対象としたもので、地域センターと関西の労組活動家ら四〇

名の参加で行った。脳・心臓疾患の労災認定、アスベスト、参加型の安全衛生運動などにテーマをしぼり、討論を中心にした運営内容で、今後のセンター運動への期待感をもたせるものになったといえよう。関西労働者安全センターは、地元受入れセンターとして、学校事務局を担当した。

こうした全国センターの活動の維持のため、地域センター会員とともに賛助会員の加入拡大に力を入れた。その結果、関西では五五の個人・団体の賛助会員を得ることができたが、当初の全国での目標である二百人にはまだ五〇人程度が不足しており、さらに努力する必要がある。

一方、連絡会議の運動展開とともに、今年度は各地で地域センターの発足や診療所の開設があった。六月には広島労働安全衛生センター、福島県労働安全衛生センター、七月には小名浜地区労働安全衛生センター、さらに九月には尼崎労働者安全衛生センターが発足した。また四月には熊本県労働安全衛生センター診療所「秋津レークタウンクリニック」、六月には東京都東部労災職業病センターの「亀戸ひまわり平野診療所」が開所している。このように徐々にひろがりを見せつつあるとは言え、三月時点で十七の地域センターが結集したに過ぎず、未だにセンターのない県の方がはるかに多いという実態は、

今後の全国センターの第一の課題となろう。

七月四日に、発足時の初代議長となった田尻氏が死去したことにより、全国センターは大きな痛手をこうむった。しかし、全国センターの運動は後退させることなく、組織体制をさらに整え、新たな仲間を加えつつ文字通りの労災職業病全国センターとして運動を推進しつつある。

② 安全衛生対策

労働安全衛生法が改訂されて以降、健康診断内容などの改訂が実施されるとともに、中小事業所の安全衛生管理体制にかかわる条項も改訂されている。しかし、安全衛生推進者の選任などの義務付けが、効果をあげているとは決して言えない。実際、一九九〇年の労働省発表による労災死亡者数においても、前年比較で五%もの増加がみられ、建設業などでの労災死亡が相変わらず多発している。

大手企業が積極的に進める労働者の健康管理や安全衛生対策は、労働者個人の不注意に焦点をあてたものや健康増進努力を促進するものであり、労働者が主導する安全衛生対策の必要性が指摘されてきた。特に、中小事業所にあつては、企業側の対策も何ら取られていないケースが極めて多く、労働者側の安全衛生運動の大きな課題であるといえよう。しかし残念ながら、これまでそうし

た立場からの有効な対策をこれまでの私たちの運動の中で示しえなかった。

昨年は、こうした課題にヒントを与える貴重な提案がなされている。ILOが提案する「自主対応型」の安全衛生運動がそれである。これまで、労働組合の安全衛生対策とえば、会社の対策の不備や労働安全衛生法違反の摘発といった、どちらかと言えば消極的、受け身的な運動が多く、KYT（危険予知トレーニング）など会社の積極的な対策には対応しきれていなかった。このILOの提案では、労働者の参加を基本とし、労働組合が積極的に安全衛生対策を武器として活用するための方法であると言えよう。

九〇年度はこの方法による取り組みがいくつか始められ、関西労働者安全センターとしても安全衛生運動の新たな方法として活用しつつある。

③ 労災補償

労基法研究会の「中間報告」で示された労災補償制度全面改悪案は、白紙撤回されたことが国会で確認されたが、問題になった点以外の、労災年金・一時金の年齢スライドの導入、長期療養者の休業補償給付の最低・最高限度額の設定などについては、六月に公布され、それ以降施行されることになった。

しかし、一方で労災保険財政により運営されている労災年金福祉協会を舞台に、労働省官僚が天下り用のトンネル会社を作って甘い汁を吸うという不正が明るみに出た。リクルート事件に続く労働省の汚職は、労災保険財政が危機だというこれまでの主張を白々しいものにさせ、さらに労災保険情報センターの設置などによって労災補償の本来の趣旨とは全くはなれた運用が推進されつつある。

そうした中で、関西労働者安全センターは今や「過労死」という単語がマスコミでも認知されるような状況の中で、脳・心臓疾患の労災認定について、今年も取り組みを進めた。また、指曲がり症の公務災害認定については、自治労とともに取り組みを進めている。さらに、じん肺問題についても、トンネルじん肺をはじめとした取り組みを進めている。しかしこうした認定問題では、個別の案件では成果を上げているとは言え、必ずしも系統的な運動にまでは展開しきれない部分も多い。この点は今後の課題と言えよう。

また、振動病をはじめとした打ち切り攻撃は、全国的に進行しており、労任医連、全国センターを中心に取り組みを進めてきた。

二、被災火労働者の

権利を守る闘い

Ⅲ 過労死、脳・心臓疾患の労災認定

社会問題として大きくクローズアップされるようになった「過労死」は、労災認定はもろろんのこと労働時間短縮・健康管理等の労働条件向上の取り組みと直結する課題としてきわめて重要である。

本年九月十九日、大阪高裁は柴田出稼ぎ過労死訴訟について「原処分取消し」の原告勝訴判決を下した。これは、秋田県からの出稼ぎ労働者の柴田久雄さんが大阪の道路工事中に脳卒中を発症して死亡した件について、遺族が天満労基署に対して労災申請したところ業務外、審査・再審査請求とも棄却されたため、一九八三年に天満労基署長を相手取って不支給処分取消し行政訴訟をおこなっていたもので、当センターは全国出稼組合や全港灣などととともにこの闘いを支援してきた。

本年度は、三月九日の原告側鑑定人・松崎俊久医師（琉球大学教授）の証人尋問を最後に証人調べを終結のち結審し、判決に至った。八八年五月の大阪地裁に続く勝利判決となり、労働省は上告を断念、判決が確定した。

この裁判で問われたのは、発症直前のアクシデントの

有無を重視する認定基準の是非と出稼労働の過酷な実態を認めるのかという二点だった。原告側は、柴田さんの脳内出血は、高血圧症という基礎疾病と仕事による負担が共働の原因となって発症したもので、業務上災害であると主張した。判決は、全面的に原告の主張を認め、国側の主張する偏狭なアクシデント主義を斥け、死亡原因を柴田さんの労働、生活実態にもとめ、「業務上」との正当な判断を示した。意義深い判決だった。

しかし一方では、行政側はいまだにアクシデント主義の立場からの認定行政をすすめている。たとえば、認定基準に関する職員研修において「この場合は業務上、この場合は業務外」というふうな勤務時間のパターンによって上外を限定的・画一的に判断させようとする、いわば「裏マニュアル」を配付した実態が明らかになった。労災申請数は、相当数増加しているにもかかわらず、認定はその約一割という状況が報告されている。当センターでも、後掲の事例にみられるように業務外の事例がでており、認定に向けた取り組みの強化が必要である。

認定に関する行政判断において、局医が巧妙に利用されている実態がある。局医がいかにデータラメな業務外意見を書き、これを利用して行政が不支給決定を下しているかは、柴田訴訟における大阪局医の白井医師の例をみても明らかだ。認定闘争とともに、認定基準やシステム

の抜本的改善を追求していくことが求められている。

柴田訴訟の中でも明らかになった出稼労働者の健康問題への取り組みについて、別項でのべるように取り組みをはじめているが、さらにこれを進めていくことが重要だ。

👁️ 指曲がり症認定闘争

自治労が、一九八八年十二月に全国一斉認定申請闘争を提起してから二年が経過したが、現在、認定申請者は二四都道府県六五単組一六〇名、大阪では、大阪市学給労(21)、大阪市従(6)、高槻市職(4)、豊中市職(3)、茨木現労(1)の計三五名となっている。

これに対して、地公災基金各支部はいまだに認定を行っていない。自治労本部の中央交渉を受ける形で、本年一月一九日には、自治労府本部主催の決起集会在開催されるとともに、大阪府・大阪市の地公災基金支部に対して交渉がもたれたが、支部は地公災基金本部との協議中と答えるにとどまっている。さらに、認定を促進させるための取り組みを強化する必要がある。また、新たに取り組みを開始する労組(自治労寝屋川、大東市職)がでてきている。認定闘争に止まらない職場改善を含めた取り組みが行われつつあり、センターとしてもいろいろな面での最大限の協力が求められている。

じん肺

センターによせられる未組織の労働者の労災相談で、じん肺の被災者が増えている。職種は、炭鉱、トンネル工事を始めとして多岐にわたっている。こうした被災者については、管理区分決定、労災申請の手続きなどについて助言しており、九〇年度の労災補償請求状況は次のとおりである。

- ・建設ハツリ作業のじん肺 大阪基準局 中央署
- ・ " " " 西署
- ・ " " " 東大阪署
- ・四〇年前の炭鉱じん肺 " 小野田署
- ・ルツボ形成工のじん肺 " 中央署
- ・カーボン研磨工のじん肺 " 西宮署

じん肺の労災補償を受けるには、被災者にとって極めて大きな壁が立ちはだかっている。それは、じん肺法による健康管理区分決定の申請、労災保険法による労災補償の請求という二回の手続きが必要なこと、粉じん発生職場をすでに離職して長い年月を経ていることが多いこと、さらにじん肺法などに理解のある医師が極めて少ないことなどであるが、これらは制度的な改善を行えば取り払える困難であることも多く、今後の取り組みが必要だ。

また、労働省による合併症「続発性気管支炎」による休業補償給付の打ち切りなど、今後予想される問題も多い。全国センターを中心に労災職業病闘争の全国的課題として、取り組む必要がある。

じん肺をめぐる企業責任追求については、現在全国各地で訴訟が提起されているが、なかでも現在最高裁で争われている長崎じん肺訴訟の時効問題をめぐる判決が注目されている。関西労働者安全センターとしても大阪におけるトンネルじん肺訴訟の準備を進めている。

労災職業病認定

その他の個別の労災職業病認定問題に関する取り組みは以下の通りである。

- ・郵政労働者M氏心筋梗塞（全通大阪日通支部）
大阪審査官 審査請求中
- ・生コン会社検査員K氏脳内出血
労働保険審査会 再審査請求中
- ・建設労働者外傷性てんかん再発（釜ヶ崎日雇労組）
北大阪労基署 申請中
- ・経理、部品加工労働者 上腕骨外上顆炎（全港湾建設支部）
茨木労基署 業務上
- ・給食調理員 手根管症候群（東大阪学給労）
地公災基金大阪府支部 申請中

・せん定作業員 変形性肘関節症（大阪市従）

地公災基金大阪市支部 申請中

・運送労働者 急性心筋梗塞（全港湾大阪米運分会）

北大阪労基署 業務上

・頸肩腕障害療養通院費（金属機械協和精工支部）

大阪審査官 棄却

・タンクローリー運転手 腰痛再発（ユニオンひごろ）

阿倍野労基署 業務上

・14年前手首骨折再発（全港湾大阪支部）

西労基署 業務上

・検査技師 腰痛（ユニオンひごろ）

労働保険審査会 棄却

・プラスチック成形工場労働者 脳内出血

堺労基署 調査中

・港湾労働者マンガン中毒（全港湾大阪支部浪速埠頭）

西労基署 調査中

・トレーラー運転手 心筋梗塞（全港湾大阪支部高尾）

北大阪労基署 調査中

・派遣労働者 頸肩腕障害（全港湾建設支部）

加古川労基署 調査中

・港湾労働者 頸椎ヘルニア（全港湾大阪支部昭和）

西労基署 業務上

・特別養護老人ホーム寮母 頸肩腕障害腰痛

羽曳野労基署 調査中

三七五通達撤回！針灸治療制限反対訴訟

針灸治療を制限する三七五通達の撤回求めた針灸訴訟（原告・鈴木真規子さん〔大阪地域合同労組〕提訴一九八五年十一月二日）は、今年度は3回の法廷しかなかったが、訴訟の最大の争点である「針灸治療の効果」について、大阪医大麻酔科兵頭正義教授の医学証言が行われた。証言内容は、西洋医学に東洋医学を応用してきた豊富な経験から、針灸治療の効果を積極的に肯定するもので、原告側にとってきわめて効果的なものだった。これに対して、被告・国側は、もはやこれ以上の証人申請を放棄しているという状況である。

第二十一回 九〇年二月十九日

原告側、兵頭正義医師（大阪医大麻酔科教授）と玉川勤医師（玉川診療所所長）を証人申請。兵頭証人採用決まる。

第二十二回 七月三〇日

兵頭証人主尋問。

第二十三回 九一年一月二十一日

兵頭証人反対尋問。

玉川証人の採用決まる。

証言日程は、六月三日午後一時半（予定）

針灸訴訟を支援する会の活動は、「三七五通信」の発行や支援傍聴の要請にとどまり、センターも参加している事務局活動も低調であった。九〇年度は、ぜひ、総会開催などに取り組み、裁判闘争支援の輪を広げていきたい。

なお、他の地域の状況としては、神奈川訴訟では、原告主治医の齊藤竜太医師および兵頭証人と同様な位置づけの丹沢章八医師（東海大学教授）の証言が行われている。また、東京地裁に提訴されていた中出頸肩腕障害労災打切り取消し訴訟では、一月二七日、原告が勝訴し、そのなかで、三七五通達によって打ち切られた針灸治療費が認められるという画期的判決が出された。（原告、被告とも控訴）

振動病打ち切り問題

八九年から振動病患者の療養・休業補償の打ち切りが全国で行われてきた。奈良でも、紀和病院で入院治療していた患者七名の補償が打ち切られた。特に入院中に症状固定が決定されるなど、治療実態を無視した打切りが強行された。これに抗議して、打切りに重要な役割を果たした奈良基準局医士生医師の追及行動を九十年十月二日行った。

なお、森林労連の労働省交渉など、一連の運動の成果

として九十年十一月、症状固定認定の前に主治医による「経過観察期間（三〜六ヶ月）」新設することが決定した。

原発被ばく裁判岩佐訴訟

日本で唯一の原発被ばく訴訟である岩佐訴訟は、現在最高裁第三小法廷で争われているが、同訴訟弁護団は九〇年四月に、上告理由補充書を提出し、改めて原発で働き被ばくしたことにより、再々度「放射線皮膚炎」であることを明らかにした。

原発事故が度重なる中で、反原発運動は高まっているが、その中で原発内労働被ばく問題に対する関心も高まっている。また、最近の関西電力美浜原子力発電所二号機蒸気発生機細管破断事故においても、多数の労働者の高線量被ばくの犠牲の上に事故処理や調査が行われることになる。こうした状況の中で、岩佐訴訟の意義は大きいと言わねばならない。

関西労働者安全センターは岩佐訴訟を支援する会の事務局を担う形でこれまで運動を進めてきたが、各地で開かれる学習会に講師として参加する以外には積極的運動を展開できていない。原爆線量の再評価で、放射線障害防止の各法令の基準に大きな影響を及ぼす国際放射線防護委員会（ICRP）の新勧告が出され、放射線の危険

性評価が高まっている現在、この問題についての取り組みは大いに必要とされおり、活動の活性化が求められている。

企業責任の追及

労災に被災し、労災補償給付を受けるだけでなく、使用者の責任を問う民事損害賠償請求、あるいは上積み補償請求の取り組みを行っている。

印刷工場で下肢に大火傷の災害を受けた〇君の労災訴訟は、昨年七月、八五年年末の災害発生以来四年ぶりに原告の和解で解決をみた。口頭弁論で、社長は無責任な対応ぶりを見せつけたが、大阪地裁が和解交渉を進め、障害等級七級相当の障害と認めた上で一二五〇万円の賠償額での和解が成立した。〇君は和解時点でも療養中であるため、障害等級の確定はできないが、早期の解決のため和解となったのだが、ユニオンひごろや地域の労働者の力強い支援を受けての勝利解決であったといえよう。

八九年十月に勝訴を勝ち取った金属機械松本製作所支部梅本難聴裁判は、その後会社側が控訴し大阪高裁で争われていたが、昨年、地裁判決の示した賠償額の百%増と退職という和解をもって解決した。

その他、観光バス運転手の労災・解雇問題についても、

此花労働者センター、全港湾労組と協力し、職場復帰と賃金保証、労災上積み補償を勝ち取った。さらに、ユニオンひごろのパート労働者の指切断労災裁判、ユニオンとうなんのアルバイト労働者の腰痛症をめぐる企業責任追及など、取り組みを進めている。

他にも、労働災害における企業責任について数々の相談が寄せられ、取り組みを進めつつあるが、労災発生を防止するための闘いとして重視し対応している。

四、健康に働き続けられる

職場作り

Ⅲ 地域での取り組み

(1) 東南地域

昨年に引き続き、東南地域労災職業病問題交流会を開催した。今年は、病氣シリーズと銘打ち以下のような内容で実施した。九一年からは、自主対応型職場点検シリーズということで、ビデオなどの視覚的な道具を使って、具体的な問題解決案を参加者で討議するというスタイルの取り組みを始めた。

第49回 3/27 メンタルヘルス

渡辺哲雄氏(小川・渡辺診療所)

第50回 4/27 歯と健康

井村久史氏(松浦診療所歯科)

第51回 5/25 脳・心臓の病気

松村克彦氏(松浦診療所医師)

第52回 6/25 頸腕・腰痛

出島敏彦氏(奈良医大)

第53回 7/27 ストレッチ体操

第54回 8/30 有機溶剤

日下幸則氏(環労研)

第55回 10/2 地域精神医療

荒川博幸氏(現荒川診療所)

第56回 11/7 香港報告

岩田賢司(安全センター)

第57回 1/30 金属機械 協栄鉄鋼支部報告

また東南地域では、労働災害に被災した未組織労働者の相談活動を通じて、ユニオンとうなんと協力してきた。特に、八七年に変形性脊椎症被災中に解雇された仲川君の解雇撤回の闘いを積極的に支援してきた。仲川君の労災認定は、八九年に安全センターと同ユニオンが協力して勝ち取ったものである。解雇撤回と未払い賃金の支払いなどを要求するユニオンに対し、解雇した株シムラは、団交拒否を続けている。現在ユニオンとうなは、地労委闘争を継続中である。これまでの審問で、会社側の主

張は大きく揺らいでいる。

これ以外にも、休業補償打切りを迫られている富田氏、会社を相手取った損害賠償裁判などの事案にも積極的に関わってきた。

さらに安全センターとして、ユニオンとうなんのトータルユニオン構想にドッキングする形で、その一環として労働者の健康を守り、地域医療の拠点となる診療所の設立を模索してきた。さまざまな試行錯誤の末、九十年八月から具体的な立案段階に入ることができた。現在新たにユニオン内に設けられた医療部会において、医師も交えて設立場所、運動計画などの検討に入っている。

(2) 東地域合同労組(ユニオンひごろ)

従来から引き継いでいるプラスチック成形機械で拇指を切断したNさんの損害賠償訴訟、タンクローリー運転手の腰痛症の再発認定の新たな取り組みなど、今年度も未組織労働者の労災問題を中心にユニオンひごろとの連携を図ってきた。また、同労組の被災労働者部会「あかつき」の運営にも協力した。

それに加えて今年度は、データ処理会社に研修生として雇用されたフィリピン人労働者の支援を共に取り組んだ。現行の法制度は、「研修生」は労働者ではなく、労働法の適用外となっている。低賃金、長時間労働、急性頸肩腕障害の被災など彼女ら外国人研修生を取り巻く状

況は厳しい。

(3) その他の地域

北摂トータルユニオンの大幸薬品支部は、組合員に発生した薬物の刺激によると思われる皮膚障害について労災補償請求の闘いを進めるとともに、安全衛生対策に焦点をしばり取り組みを進めつつあり、センターとしても支援している。

その他、北大阪ユニオン、泉州労連、全港湾建設支部などの労働相談活動に関わり、地域の未組織労働者の労災問題に取り組んできた。

㊦ 日常的安全衛生対策、職場健診など

これまで取り組まれてきた頸肩腕障害、腰痛をはじめとする職業病健診のほか、本年度の新たな職業病健診の取り組みは、自治労大阪府本部の大阪市学給労、大阪府従、自治労寝屋川、大東市職などの指曲がり症自主健診、全港湾大阪支部米穀運送分会腰痛ベルト健診（宇土医師「広島友和クリニック」らの研究者グループ、松浦診療所健診部と協力）であった。

また、全港湾大阪支部安全委員会への参加、金属機械枚岡ブロック安全パトロールへの協力、大阪地域合同労組山紀分会の山本第一病院調理場の安全衛生点検などをおこなった。

安衛法改正に伴う健診項目の大幅変更を受けて、昨年度に健診アンケートを実施、パンフを作成した。今年度はそれをもとに、対象となった労組の中で政府管掌健保のところを、松浦診療所健診部と協力してまわった。いまだにこの点についての理解の浸透は浅いようなので、さらにひきつづき教宣が必要だと考えられる。

柴田訴訟でも問題になった出稼ぎ労働者の健康問題については、出稼組合に協力する形で横井医師（紀和病院）とともにいくつかの飯場回りをおこなうとともに、全港湾西成分会、松浦診療所健診部とともに西成労働福祉センター前で政府管掌日雇健保を利用した成人病健診の呼びかけをおこなったところ、受診者が増加してきた。

そのほか、各会員団体などの相談に応じたり、講師の派遣を行ったりというパターンは従来通りであったが、職業病健診や恒常的な安全対策の推進といった組織的な取り組みという点で今年度はいささか不十分だった。

五、専門的課題での対応

㊦ アスベスト問題

アスベスト対策大阪ネットワークを中心に、アスベスト規制法制定国会請願署名とアスベスト被災者の発掘活動を柱に掲げて活動を行った。

まず六月十五日、アスベスト根絶ネットワークの依田彦三郎氏を講師に「アスベスト問題の今後を問う討論集会」を開催した。取り組みの報告として、大建労よりアスベスト建材を扱う組合員の健康調査の取り組みについて報告してもらった。

アスベスト規制法制定を求める署名集中活動を十月に行い、一八九〇名の署名を集めることができたが、被災者の掘り起こし活動は残念ながら、進展しなかった。

② VDT労働対策

九〇年度は、大阪圏内では市役所、図書館、学校など公的機関へのVDT機器の導入が目立ち、それに対する労働組合の取り組みに協力した。特に大阪市教職員組合では、学校事務に導入されるVDT作業について、取り組みを進め、連続学習会などを開催している。

日進月歩の技術による機器そのものの変化に対応する対策の適切な提案や、労働省が指針の改訂を検討している特殊健診の内容など、センターとして充分に最新の対応をなすうる環境作りが必要だが、これは充分になしえたいと言いがたい。特にすでに設置しているVDT労働対策連絡会がほぼ休止している状態は打開する必要がある。

③ 夜勤・交替制勤務

かねてよりその必要性が議論されてきた、夜勤・交替制勤務の問題について、九〇年度にやっと部会を設置することができた。まだ本格的な活動は開始していないが、センターに加入する労働組合における状況の調査から始め、一定の提言をなすうる活動を作り上げていきたいと考える。

④ その他

外国人労働者の労災問題がクローズアップされているが、前に述べたようにセンターとしても初めての具体的なケースの取り組みを行った。全国センターの取り組みとして、この問題について労働省交渉も行われたが、関西労働者安全センターとしての対応能力を強化する必要がある。

その他、機関誌で連載してきた「胸部レントゲン撮影を考える」の冊子を発行したところ、極めて大きな反響を呼び、身の回りの放射線に対する関心の高さを示した。労働者被ばく問題とあわせ、研究の必要な分野である。

⑤ 一八、教育・宣伝活動

今年度は、十月から十一月にかけて毎週一回の四回連続講座を開催した。例年に比べ参加者が多く、のべ三百名であった。

10/24 過労死を労災に

中北龍太郎弁護士(柴田訴訟弁護団)

10/31 頸肩腕障害・腰痛・指曲がり症などの運動器の

職業病の話

田島隆興医師(阪神医療生協診療所)

11/7 こころの病気の話

小川正明医師(小川渡辺診療所)

11/14 有機溶剤中毒の話

日下幸則医師(労働衛生コンサルタント)

労働者針灸学習会

今年も労働者針灸学習会を開催した。通算第十六期。

今期の特徴は、全港湾組合員の他に市職民生局支部や東大阪学給労の組合員らからの参加があったことである。広い範囲の職種の労働者の関心を集めている点は評価できるが、計十八日の学習会プログラムの途中で来なくなる受講者が増え、この点での対策が必要となっている。

自治体労働安全衛生研究会第三回講座

九十年十一月七日から十日にかけて、自治体労働安全

衛生研究会主催の講座が開催され、安全センターも実務の一部担当という協力をしつつ、「自主対応II参加型安全衛生活動」の実践を学ぶために参加した。スライドやオーバヘッドプロジェクター、ビデオなどの視覚装置を多用した講義、少グループ討論による問題解決など従来にはない方法は非常に参考になるものであった。今後の活動に大いに生かしていきたい。

講師派遣

職場での学習会などでセンターが講師を派遣したおもなものは以下の通りである。

4/6 大阪市職環保支部

VDU作業の安全衛生 西野

5/15 大阪地域合同労組山紀分会

安全衛生委員会活動について 西野

6/8 大阪市従社会教育分会

腰痛学習会 松浦良和医師

6/13 大阪地評弁護団

循環器疾患の労災補償 松浦良和医師

6/27 原水禁極原

原発労働者被ばくと岩佐訴訟 西野

6/28 大阪市教組事務職員部

VDT作業の健康問題 車谷典男医師

7/17 枚方市教組

- 胸部レントゲン撮影を考える 西野
7/23 追手門学院大学
- 職場の安全衛生管理パートII 西野
7/25 東大阪市給食調理員安全衛生研修会
作業姿勢について 片岡
- 泉州労連安全講座連続三回 片岡
7/31~8/24 青木、西野、全港湾大阪支部
- 摂津地区労 中地
8/4 胸部レントゲン撮影を考える
- 全港湾大阪支部 西野
9/12~10/9 労働安全衛生講座連続三回
- 枚方市教組 西野
10/17 労働者被ばくと岩佐訴訟
- 自治労奈良県本部 西野
10/20 安全衛生学習会
- 大阪市教組連続四回 田島隆興医師
10/23~12/4 青木、西野
- 大阪地域合同労組 西野
10/23 労災補償のしくみ
- 枚方市開成小 西野
10/25 労働者被ばくと岩佐訴訟
- 大阪地域合同労組めぐみ保育園分会 西野
11/28 保育労働と安全衛生、労災補償

- 全通小松島支部 横井照彦医師
12/10 ケイワン腰痛振動病学習会
- 大阪市従中央支部 田島隆興医師
12/13 ケイワン腰痛指曲がり症
- 自治労寝屋川 片岡
1/26 指曲がり症学習会
- 全通西大阪支部 青木
1/28 健康診断にどう取り組むか
- 大阪市学職労東住吉支部 岩田
1/31 安全衛生学習会

七、組織強化

Ⅲ 会員拡大

不十分ながら意識的な団体会員拡大の努力によって、九〇年度は十七団体の加入があった。とくに自治体関係労働組合の加入が多く、自治労における安全衛生運動の進展が影響したものとすることができる。

しかしながら、全体としての団体会員拡大努力は未だ充分なものとは言えず、宣伝材料の準備など恒常的な拡大運動の展開が不可欠である。

個人会員については、被災労働者会員が一定増えたものの、専門家会員については伸び悩んでいるのが現状で

ある。

㊦ 組織整備

会員、役員の間で社団法人化を一つの目標とした議論を進めてきたが、現在の活動状況とそのメリットを考え合わせた結果、当面は社団法人化を見合わすこととした。より広範囲な会員の拡大と、財政計画の確立を先行し、その上で新たな組織整備を進めたいと考える。

八、交流、共闘

㊦ 医療機関、医師

労働者住民医療機関連絡会議は、労災職業病問題を課題とする医療機関の全国組織として、九〇年からは東京に事務所を開設し、専従体制をとって運動を拡大している。特に振動病打ち切り問題など、緊密な連携をとり対策を進めてきた。また、東京事務所は全国センター事務所を兼ねるという形で安全センター運動全体と緊密な関係を保ち運動を進めている。

南労会松浦診療所、紀和病院はセンターの拠点医療機関として、全面的な協力関係をもって労災職業病対策、職場の健康管理対策にあたっている。そのほかの医療機関としては、阪神地域の阪神医療生協診療所、泉州地域の玉川診療所、精神医療の小川・渡辺診療所（吹田市）、

荒川診療所（生野区）、整形外科のさかいクリニック（八尾市）など、連携を取りつつ運動を進めている。また、関西の若手医師の集まりである関西青年医師連絡会の活動についても参加した。

㊦ 専門家、学生など

環境監視研究所は、市民と労働者の環境対策に関わる運動の拠点として活動を続けているが、センターの活動になくならない強力な専門機関として協力している。大阪地評弁護団は、大阪地評解散後も労働問題を取り扱う弁護団として活動を続けているが、九〇年は労災職業病研究会を開くなどセンターと共同の取り組みを行った。

環境科学労働科学研究会は、関西における医師、研究者のグループとして共同研究活動を続けており、例会にはセンターも参加している。

医学生を中心としたフィールド合宿は、今年も労働組合、医療機関の協力を受けて実施した。しかし、医学生・学生の運動が以前ほど活発とは言えず、センターとして何らかの新たな努力が必要な段階にきているといつてよい。

㊦ アジア各国の安全センターとの交流

九〇年七月二一日から二七日にかけて、香港労働者健康センター（香港工人健康中心）のメンバーが来日し、大阪でもゼネラル石油労組、金属機械港合同支部、全港湾大阪支部、建設支部など安全センター会員労組や松浦診療所、紀和病院に受入れをお願いし、交流を行った。

また十月八日から十七日にかけて「アジア地域労働安全衛生ワークショップ」が香港で開催され、関西労働者安全センターからも一名が参加した。他国籍企業、特に日本企業の労災の輸出、安全衛生基準の二重性が鋭く指摘され、一層の情報交換と共同の取り組みの必要性が確認された。

安全センターは、そのワークショップ以降、アジア地域向けに機関誌『関西労災職業病』の英文要約を発行している。

一九九一年度方針（案）

一、とりまく情勢と私たちの課題

「過労死」という言葉がついに井戸端の日常会話にも現れ始め、普通名詞の位置を占めるまでになっている。かつてはごく一部の人が扱い、一般の労働者は無縁と思われていたVDT装置は、いまやオフィスはおろかこの家庭の机の上にもあるようになってきた。そして、VDT作業と目の疲れにまつわる話題は、どこでも通じるようになった。OA症候群、メンタルヘルス、安全衛生の運動に関わる言葉が今ほど一般化され、多くの人の口から溢れ出る時代がやって来たのだろうか。かつて労災職業病といえば、炭鉱労働者のじん肺、キーパンチャーの頸肩腕障害、建設現場での転落事故といったふうに、それぞれがその職種の人々だけが自らの問題と受け止める課題というイメージが強かった。ところが、近頃の労災職業病、安全衛生対策の最もクローズアップされている課題は、どれも極めて普遍性のある問題である。技術革新の加速度的な進歩で、業種を問わず労働内容の高密度化が進んでいることにより、これらの問題は発生しているといつてよいかもしれない。だとすると、こうした現状をだれが食い止めるのだろうか。

経営者は、個別企業の利害の及ぶ限りでの効率化を目指すし、総資本は下請け、中小の事業所をかえりみることなく、ぎりぎりのバランスを保とうとするだろう。労働省は、労働時間の短縮を言い、安全衛生対策の改善を取り上げるが、あくまで主要経営者団体の言い分の範囲でのお茶濁しでしかなく、実効ある対策にはなっていない。こうした状況を打開しうるのは、労働組合、労働者が主導する、職場に根ざした安全衛生の闘い、労働者のいのちと健康を守る闘いではないだろうか。

労働者が「健康に働く」ための運動は、まさにその職場ごとに創意工夫された取り組みであり、何かの法律や規則に沿うか沿わないかで判断されるものではなく、文字通り自主対応型のもを目標にしなくてはならない。例えば、改訂された労働安全衛生法による安全衛生管理体制は、安全衛生委員会の開催、産業医の選任などに加え、五〇人未満の事業所でも推進者の選任などを義務づけるという新たなアイデアで中小事業所の労災多発を防止しようとしているが、その効果はほとんど出ていないのが現状だ。

しかし一方、労働者の側はどうかと言えば、これまでの運動では、使用者側の安全衛生対策を批判することがあっても、その域を越えた自前のアイデアを実現するよくな形の運動に乏しかったと言うことができるのではな

いだらうか。その結果、結局は、労働者、労働組合が消極的、受動的な安全衛生対策から抜け出しえなかったのである。そうした意味で、自主対応型Ⅱ参加型の安全衛生運動を推進することこそが、成果を見出す道になりえるのではないだろうか。関西労働者安全センターは、そのための能力をより充実させ、運動を各職場に浸透させたいと考える。

被災労働者の権利を守り拡大する労災補償制度の改革など焦眉の課題は、一地域センターの運動では限界があり、個別事案の取り組みの集積だけでは何ともしがたい。「全国労働安全衛生センター連絡会議」（全国センター）を発足させたのは、まさしくそうした役割を期したものである。全国に地域センターを発足させる運動を推進し、全国センターを強化発展させるため、関西労働者安全センターは全国センター事務局に参加し、積極的に活動する。

また、関西において、職場や地域で安全衛生運動を自らの課題とする労働組合活動家を増やし、安全センターが文字通りその活動の結集軸となるよう努力したい。

二、全国センター運動の強化

——全国労働安全衛生センター連絡会議を、

強化し、発展させよう。

① 労災補償制度改革、アスベスト対策、脳・心臓疾患の労災認定問題など全国的テーマをあげて具体的な運動を進める。

② 地域センターのない県にはあらたにセンターを設立するための取り組みを強化する。

③ 特に、関西、中国地域のセンターおよびセンター準備会についてはブロック交流会を開き、他地域のセンター運動を強化する。

三、労働組合、労働者主導の安全衛生対策

——自主対応型Ⅱ参加型の安全衛生活動を推進し、

職場の運動を活性化させよう。

① 安全パトロール活動を推進し、それにとまなう安全対策の学習機会を保証する体制をつくる。具体的にはILOの「作業条件・安全・衛生トレーニングマニュアル」にそった安全衛生活動家養成講座を開催する。

② 職場に合ったチェックリストを作成し、職場、地域ご

との安全衛生対策を強化する。

③作業環境測定など安全衛生対策の機能を強化する。

四、労災補償対策

——全国センターとともに労災補償制度の

全面的な改革を実現する運動を展開しよう。

①脳・心臓疾患（過労死）、指曲がり症などの労災認定問題を個別課題としてだけではなく、横のつながりをもった運動として進める。

②じん肺問題は、昨年の松山地裁判決に見られる肺ガン合併の労災認定基準問題、労働省がねらう合併症の打ち切り問題を始めとして、全国センターの運動として取り組みを進める。また、企業責任を追及するじん肺訴訟に取り組む。

③振動病被災者の打ち切り問題についても、労任医連や紀和病院などと連携し対策を強化する。

④針灸訴訟を引き続き支援し、勝訴をかち取る。

⑤労災上積み補償協定の締結を推進し、企業責任追及の裁判を始めとした闘いを支援する。

五、健康管理、健康増進

——健康診断、作業環境測定など、

対応能力を高めるための取り組みを進めよう。

①松浦診療所などの医療機関、環境監視研究所と連携し、職場の健康管理対策、環境管理対策を進める。

②労働組合活動家用の健康管理推進マニュアルやパンフレットの作成と活用などを進める。

③改訂された労働安全衛生法下での健康診断、作業環境測定について、その適切な対策を進める。

④労働安全衛生法に定められた健康増進策にとらわれることなく、職場に適合した労働者のための職場体操などの普及に努める。

⑤出稼ぎ労働者の健康管理については、全国出稼ぎ組合連合会と連携し、宿舎を訪問しての健診活動などを推進する。

⑥建設、土木など都市における振動病、じん肺の掘り起こしの活動を進める。

六、新たな医療拠点を

総括でもふれた大阪市の東南地域の診療所設立構想を

具体化するためセンターとしても力をそそぐ。地域の労働職業病問題と密接に関係を保ちながら労働者のための診療所作りへ進む。

七、専門的課題での対応

アスベスト、VDT、夜勤・交替制勤務のそれぞれの部会活動を活発化し、セミナーなどで問題提起を行う。

環境科学労働科学研究会、自治体労働安全衛生研究会に引き続き参加し、積極的に協力する。

労災訴訟など法律問題については大阪地評弁護士団と共同の取り組みを進める。

岩佐訴訟については引き続き支援し、同時に原発内労働者被曝問題が深刻な状況にあることについて、今年度は研究会などの取り組みを進める。

八、教宣活動

自主対応Ⅱ参加型の安全衛生講座を開催し、その普及に努める。

地域ユニオンなどの労働相談担当者むけの労災相談トレーニング講座を開催し、未組織の被災労働者の救済能力を強化する。

地域単位、職場単位の学習会開催を積極的に推進する。「こころの病気のはなし」をはじめ、教宣パンフレットを今年こそ発行する。また、機関誌「関西労災職業病」については、誌面改善をめざす。

九、組織強化

労働組合や団体に対し、自主対応型の安全衛生対策の普及とともにセンター運動への参加を呼びかける。リーフレットなどの作成を急ぎ、個人会員の拡大をはかる。

月	日	組織	労働行政	安全衛生対策・教宣	その他
8	28	事務局会議		泉州労働安全講座 東大阪市調理員安全衛生研修会	全港湾地本大会 Uとうなん医療部会なかじま診療所訪問 フイリピン人研修生問題打合せ 東南労働交流会
9	31		堺署 K 過労死 加古川署 K 労災	針灸学習会 全港湾米運分會腰痛健診	Uとうなん医療部会 アスネット会議 M 労災相談 H 労災会社交渉 全金東大阪協大会
10	11			針灸学習会 自治労 指曲がり症自主健診 環境科学労働科学研究会 政管健康健診西成ピラマキ 協栄鉄鋼支部職場調査	UひごろN 労災裁判 Sじん肺相談 シムラ争議地労委打合せ Uとうなん執行委員会 O 労災訴訟解決集會
10	13	事務局会議	柴田訴訟高裁判決	針灸学習会	全港湾建設支部大会 Uとうなん執行委員会
10	17			全港湾大阪支部安全パト	肥崎労働者安全衛生センター発足総会 Uとうなん医療部会さかいクリニックへ O 労災相談 全港湾大阪支部大会・青医連総会 東南労働交流会
10	22	運営協議会	町立大流病院 土生医師追及行動		M 障害認定相談 アジア安全センター交流会(5/19) Fじん肺相談
10	23			枚方教組学習会「岩佐訴訟」 自治労奈良県本部安全衛生学習会 大阪府教組学習会「安全衛生」 地域合同労働学習会「労災補償」 労災職業病講座第一回 枚方開成小学習会「岩佐訴訟」	UひごろN 裁判 釜日労I 労災相談 Uとうなん執行委員会
10	24		大崎署 N 労災	労災職業病講座第二回	釜日労Y 労災相談 シムラ争議打合せ トムネルじん肺被災者の会 Uとうなん医療部会 東大阪市労組大会 全港湾阪神支部安全衛生委員会総会

1	12	11月
10.7.27	26.25.22.20.18.17.16.13.11.10.9.8.7.6.5.4.1.30.29.28.27.25.24.23.21.20.19.18.16.15.14.13.10.9.7.6.6.5.2.1	日
	<p>全国安全センター事務局長会議</p> <p>全国安全センター編集会議</p> <p>全国安全センター事務局長会議</p>	<p>組織</p> <p>事務局長会議</p>
	<p>堺署 K 過労死</p> <p>阿倍野署 UとうなんT 労災</p> <p>堺署 K 過労死</p>	<p>労働行政</p>
<p>全通日通支部作業実態調査</p> <p>石綿水道管問題打ち合わせ</p>	<p>全通小松島支部学習会 横井医師</p> <p>大阪府従中央支部学習会</p> <p>金属機械枚岡ブロック安全パトロール 大阪府教組学習会-公災補償-</p> <p>アスベスト規制法制定全国集会 地域合同めぐみ分会学習会</p> <p>全通労働安全衛生学校 (5/25) 全港湾米運分会腰痛検診</p> <p>夜勤・交替制勤務小委 大阪府教組学習会-健康診断-</p> <p>労働職業病講座第四回 全港湾大阪支部安全衛生委員会 門真水労 石綿水道管粉じん測定</p> <p>環境科学労働科学研究会</p> <p>自治労安全衛生講座 (5/10)</p> <p>政管健保益ヶ崎ヒラまき 大阪府教組学習会-VDU- 労働職業病講座第三回</p> <p>安全衛生対策、教育 金光産業環境測定</p>	<p>その他</p> <p>アスネット大阪事務局会議 地域合同めぐみ分会腰痛再発相談</p> <p>Y 労災 (前田組) U ひごろ K 労災相談 オーシマ大会</p> <p>シムラ争議地労委</p> <p>UとうなんO 労災相談・執行委員会 金属機械港合同機関誌拡大</p> <p>松原食肉労組労災相談 針灸学習会実行委</p> <p>Uとうなん第3回大会 N 労災裁判</p> <p>指曲がり症研究会 阪神中医研</p> <p>Uとうなん執行委員会 摂津市職公災打合せ K 過労死打合せ シムラ対策会議 豊中市職指曲がり症申請者取材 シムラ対策会議</p> <p>UとうなんO 労災打ち合わせ O 労災相談 フイリピン研修生対策会議</p> <p>F じん肺相談 Uとうなん電話相談 相原アスベスト問題相談 東京全統一香港報告会</p> <p>Uとうなん執行委員会</p> <p>UとうなんN 裁判 フイリピン人研修生問題</p> <p>シムラ地労委 シムラ抗議社前集会 K 過労死打合せ Uとうなん執行委員会 フイリピン人研修生拡大会議 トンネルじん肺打合せ</p> <p>O じん肺相談 F じん肺会社交渉</p>

月	日	1	2	3
12	11	2	28	27
12	18	19	15	14
12	17	13	8	2
12	29	28	26	24
12	22	21	19	18
12	17	12		
組織	労働行政	安全衛生対策、教育	その他	
全国安全センター事務局会議	針灸訴訟兵頭証人反対尋問	環境科学労働科学研究会 全港湾大阪支部安全衛生委員会 自治労府本部指曲がり症決起集会・地公災基金交渉	針灸訴訟弁護団会議 Yじん肺相談 北摂ユニオン大幸薬品労災相談	
事務局会議	北大阪署 Y労災	自治労寝屋川指曲がり症学習会	Y労災 荒川診療所 T障害認定相談	
全国安全センター運営委員会	北大阪署 全港湾高尾田辺	自治労寝屋川大東指曲がり症健診	労任医連總會	
運営協議会	中央署 Fじん肺		全国一般地本過労死相談	
全国安全センター事務局会議			アスネット大阪事務局会議 T労災再審査請求相談 K関節痛労災相談	
運営協議会		全港湾米運分会腰痛ベルト検診 寝屋川大東指曲がり症健診結果報告会	N労災相談	